○○○○○会 会則

**＜ひな形（参考）＞**

**本書に準じた会則が既にある場合は、当該任意の会則をご提出ください（あらためて作成する必要はございません）。**

**（様式２）**

（名称）

第1条　本会は、○○○○○会と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は○○○とする。

（目的）

第3条　本会は、会員の親睦と結束を図り、○○○○○することを目的とし、令和○○年○月○○日設立する。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

（１）○○○○○の練習

（２）○○○○○の開催

（３）○○○○○への参加

（会員）

第5条　本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第7条　会員ごとに年額○○○○円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

（退会）

第8条　会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

第9条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　○名

（２）副会長　○名

（３）会計　　○名

２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。３　会計は、会の会費、第４条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

**※ 会計報告義務まではございませんが、市や参加者から開示を求められた場合、**

**これに応じ適正に提出できるものを作成しておいてください。**

（会計）

第11条　会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

２　会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

３　会長は収支計画書を作成し、これを年１回総会で報告し、承認を得る。

**※ 「プレみや」において「総会」の開催については任意です。**

（総会）

第12条　本会の総会は、会員をもって構成し、年１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　議長は会長が務める。

３　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）事業の変更

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要項目

３　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（変更）

第13条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

この会則は、令和○年○○月○○日から施行する。